

空き家対策に関して

【ご意見】（令和6年5月2日受付）

建物があると更地に比べて固定資産税が最大 1/6 に減免されますが、解体してしまうと本来の税率になってしまいます。土地の有効活用や防犯防災上なるべく早く解体するのが望ましいですが、住んでいない古い家を解体したいと思っても、税金や費用を考えると当面そのままにしておこうとなります。

そこで、千曲市独自の対策として解体後5年間は従来どおりの課税額にしてはどうでしょうか。売却するなり何らかの活用が見込まれると思います。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

空き家解体後に固定資産税を5年間据え置くのご提案ですが、有効に作用する面もあるかと思いますが、空き家の適正管理は所有者が自主的に行うべきものであること、地方税法の減免規定は納税が到底困難な者に対する救済を趣旨としていることなどから、法の趣旨並びに課税の公平性の観点からも適切ではないと考えています。

ただし、ご承知のとおり管理不全の空き家は保安上の危険が生じる恐れがあること等から、解消に向けた取り組みが求められております。市といたしましては千曲市空き家バンクの運営や千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金を通じ、空き家等の適正管理を促しているところです。

担当

固定資産税について 税務課
空き家対策について 建築課